

**北部地域医療連携モデル事業
「医療 MaaS 及び遠隔医療の導入に係る調査事業」
業務委託企画提案募集要領**

次のとおり企画提案者を募集するので公告します。

令和 8 年 8 月 21 日
一般財団法人沖縄県北部医療財団
理事長 大屋 祐輔

1 委託業務名

北部地域医療連携モデル事業
「医療 MaaS 及び遠隔医療の導入に係る調査事業」業務委託

2 公募の目的

本公募は、沖縄県北部地域における医療 MaaS 及び遠隔医療の導入に向けた実現可能性調査として、地域課題の整理、地域医療連携モデルの構築に向けた実証支援及び専門的・医学的見地からの検証を行う本事業を実施するため、専門的な知識及び実績を有する事業者から広く企画提案を募集し、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定することを目的とする。

3 委託業務の内容

別添「北部地域医療連携モデル事業「医療 MaaS 及び遠隔医療の導入に係る調査事業」業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 見積限度額

見積限度額は、3,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内
※当該金額は企画提案公募のために提示した金額であり、実際の契約金額ではない。

6 応募資格

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄県又は国その他の公共機関から指名停止又はこれに準ずる措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画又は再生計画の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 1 応募者（共同企業体の場合は1 共同企業体）につき、提案は1 件とすること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 労働関係法令を遵守するとともに、社会保険等の加入義務がある場合はこれに加入していること。
- (8) 医療・保健分野における教育研究機関又はこれと同等の調査研究及び事業遂行能力を有する法人その他の団体であり、地域医療に関する調査研究、実証事業又はこれらに類する業務の実績を有すること。
- (9) 沖縄県内に事業所を有する法人その他の団体であること。共同企業体の場合は、構成員のいずれかが沖縄県内に事業所を有し、本業務の実施に当たり必要に応じて速やかに現地対応及び調整を行うことができる体制を有すること。
- (10) 共同企業体による応募も可とし、この場合の要件は次のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する構成員が応募手続を行うこと。
 - イ 共同企業体の全ての構成員が、(1)から(7)までの要件を満たすこと。
 - ウ 共同企業体を構成するいずれかの構成員が、(8)及び(9)の要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、単独で応募し、又は他の共同企業体の構成員として重複して応募しないこと。
 - オ 代表構成員は、本業務の円滑な実施に向け、構成員間の連絡調整及び業務全体の統括管理を行うこと。

7 応募手続き及びスケジュール

令和8年8月21日（金）	企画提案公募及び質問受付開始
令和8年8月28日（金）	質問事項受付締切 （令和8年8月31日（月）までに回答）
令和8年9月2日（水）	参加申込締切
令和8年9月7日（月）	企画提案書等提出締切
令和8年9月中旬～下旬予定	審査結果通知・見積提出・契約締結

- (1) 質問事項受付

質問書【様式1】を電子メールにて受け付ける。

 - ア 受付期限 令和8年8月28日（金）12:00 まで（必着）
 - イ 質問に対する回答
令和8年8月31日（月）までに、一般財団法人沖縄県北部医療財団（以下「財団」という。）ホームページに掲載する。
- (2) 企画提案参加申込書の提出
 - ア 提出期限 令和8年9月2日（水）12:00 まで（必着）
 - イ 提出書類
次の資料を電子メールにて提出すること。
 - ・ 企画提案参加申込書【様式2】
 - ・ 誓約書【様式3】（共同企業体の場合は構成員ごとに提出）

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年9月7日(月)16:00 まで(必着)

イ 提出書類及び必要部数

- ・ 企画提案応募申請書【様式4】・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・ 共同企業体協定書(共同企業体による応募の場合のみ)・・ 1部
- ・ 企画提案書等

以下の書類(ア)から(カ)までを一式として編冊し、計7部を提出すること。なお、企画提案書等は左端(A4長辺側)に2穴を開け、仮綴じするとともに、適宜インデックスを付し、全ての書類に通し番号を付すこと。また、(ア)から(エ)までの書類については、一式を一つのPDFファイルにまとめ、電子メールでも提出すること。

(ア) 企画提案書【任意様式】

(イ) 団体概要【様式5】

(ウ) 業務実績【様式6】

業務実績は、可能な限り当該実績を確認できる資料(契約書、実績報告書、成果物等)の写しを添付すること。

(エ) 経費見積書【任意様式】

見積金額の積算内訳が分かる内容とすること。

(オ) 定款、規約等

(カ) その他、法人等の概要が分かる参考資料等

ウ 提出方法

持参又は郵送(配達状況が確認できる方法に限る。提出期限必着)

(4) 各書類の提出先

「13 応募書類の提出先及び問い合わせ先」へ提出すること。

8 企画提案書の作成方法

(1) 企画提案書【任意様式】は、原則A4判横10ページ以内とする。

(2) 企画提案書の作成に当たっては、別添仕様書「第4 委託業務の内容」に示す業務内容を十分に理解し、次の評価項目及び評価の観点を踏まえ、その内容が確認できるよう作成すること。

ア 事業実施方針及び基本的な考え方に関すること(配点10点)

- ・ 本事業の目的及び趣旨を十分に理解し、業務目的に合致した提案となっているか。
- ・ 沖縄県北部地域の地域特性及び医療課題を踏まえた提案となっているか。

イ 地域の現状調査及びニーズ把握に関すること(配点15点)

- ・ 調査方法及び調査対象は適切か。
- ・ 地域課題及び医療ニーズを的確に把握・分析できる提案となっているか。

ウ 実証候補地域等の整理及び実証の企画に関すること(配点20点)

- ・ 実証候補地域及び対象施設の整理・検討方法は適切か。

- ・ 実証内容、実施方法及び実施体制が具体的かつ実現性のある提案となっているか。
- エ 実証の支援及び検証に関すること（配点 20 点）
 - ・ 財団が実施する実証に対する支援方法が適切か。
 - ・ 専門的・医学的見地からの検証方法及び評価手法が適切か。
- オ 調査結果等の整理及び報告に関すること（配点 10 点）
 - ・ 調査結果及び実証結果を適切に整理・分析し、地域医療連携モデルの構築に向けた課題及び方向性を取りまとめる内容となっているか。
 - ・ 報告書の構成及び成果の取りまとめ方法が適切か。
- カ 業務実施体制及び業務スケジュールに関すること（配点 10 点）
 - ・ 業務を適切に実施できる実施体制及び人員配置となっているか。
 - ・ 業務スケジュール及び進行管理方法は適切か。
 - ・ 関係機関との連携体制が確保されているか。
- キ 類似業務の実績に関すること（配点 10 点）
 - ・ 医療、保健、地域医療連携、医療 MaaS、遠隔医療その他これらに類する調査研究又は実証事業の実績を有しているか。
 - ・ 本業務を適切に遂行するための知見及び経験を有しているか。
- ク 経費積算に関すること（配点 5 点）
 - ・ 積算内容及び積算根拠は妥当か。
 - ・ 必要な経費が適切かつ効率的に見積もられているか。

9 委託事業者の選定方法

- (1) 財団に設置する受託事業者選定審査会において、提出された企画提案書等について書面審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託契約候補者として選定する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは行わない。
- (2) 委託契約候補者と本業務の委託契約に関する協議を行い、協議が整った場合は、当該事業者と委託契約を締結する。
- (3) 委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、次順位の事業者と協議を行うものとする。
- (4) 審査の経過及び内容に関する問合せには応じない。

10 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等は、企画提案者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の差替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 次のいずれかに該当する企画提案書等は、無効とする。
 - ア 虚偽の記載があるもの
 - イ 見積限度額を超える見積金額を記載したもの
 - ウ 本募集要領に定める事項に適合しないもの
- (3) 応募資格を満たさない者又は委託契約候補者を選定するまでの間に応募資格を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。

- (4) 企画提案書等の作成及び提出その他企画提案に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本企画提案の審査及び委託契約候補者の選定以外の目的には使用しない。
- (6) 企画提案に当たり、企画提案書等に連携先等の具体的な法人名等を記載する場合は、企画提案者の責任において、あらかじめ当該法人等の了承を得ること。
- (7) 本企画提案は、委託契約候補者を選定するために実施するものであり、契約の締結を保証するものではない。
- (8) 契約締結後の業務の実施に当たっては、財団と協議の上、実施するものとし、企画提案書に記載された内容の全てを実施することを保証するものではない。

11 結果の通知

選定結果は、全ての企画提案者に対し、文書により通知する。

12 契約締結時の留意事項

- (1) 契約締結の手続
 - ア 委託契約候補者を選定したときは、財団は、業務内容等について委託契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は委託契約を締結するものとする。
 - イ 契約締結に当たり、業務仕様に関する協議において、企画提案内容の一部について変更又は修正を求めることがある。
- (2) 消費税率の改正への対応

契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、変更後の税率により算定した消費税及び地方消費税額を反映するため、必要に応じて契約金額を変更するものとする。

13 応募書類の提出先及び問い合わせ先

〒905-0006 名護市字茂佐 1710 番地 25

一般財団法人沖縄県北部医療財団（担当：新崎、水田）

電話番号 0980-43-7377

電子メールアドレス 新崎：arasakko@onmc.or.jp

水田：mizutaat@onmc.or.jp